

平成 24 年 1 月 31 日

大阪市規則第 7 号

大阪市副市長の事務分担等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

| 副市長 | 担当事務 |
|-------|--|
| 高橋 徹 | 都市交通局、危機管理監、経済戦略局（立地交流推進部に限る。）、万博推進局、I R 推進局、契約管財局、大阪都市計画局、計画調整局、環境局（環境施策部及び環境管理部に限る。）、都市整備局、建設局及び大阪港湾局が所管する事務 |
| 山本 剛史 | 総務局、経済戦略局（立地交流推進部を除く。）、福祉局、健康局、子ども青少年局及び会計室が所管する事務並びに他の執行機関及び市会事務局の職員に補助執行させている事務 |
| 西山 忠邦 | 副首都推進局、市政改革室、デジタル統括室、区役所（24）、市民局、財政局、環境局（環境施策部及び環境管理部を除く。）、消防局及び水道局が所管する事務 |

2 政策企画室が所管する事務は、3 副市長が共同で担任する。

第 3 条 市長が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を担当させることができる。

第 4 条 第 2 条第 1 項及び前条の規定にかかわらず、市会提出議案、予算編成その他市長が定める重要な事項に関する事務は、3 副市長が共同で担任する。

(副市長に事故があるとき等の措置)

第 5 条 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、その副市長の分担事務については、市長が定めるところにより他の副市長が代わって処理するものとする。

(市長の職務代理の順序)

第6条 市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、第2条第1項に掲げる順序により、副市長が市長の職務を代理する。

附 則(令和5年12月28日規則第127号)

この規則は、令和6年1月18日から施行する。